

久留米工業大学大学院工学研究科 修士課程
学位論文審査基準

【審査体制】

1. 審査委員会は、修士課程の修士研究指導教員および修士研究指導補助教員計 3 名以上で構成する。ただし審査委員会メンバー全てを修士研究指導補助教員としてはならない。
2. 審査委員会に主査を置く。主査は、研究指導を担当する資格を有する教授または准教授とする。
3. 審査委員会は、学位論文の審査にあたって必要があるときは、他大学の大学院または研究所等の教員等に副査として協力を求めることができる。
4. 審査委員会は、提出された学位論文に係る論文発表会を審査の一環として公開できる。
5. 審査委員会は、論文発表会をおこなうときは、申請者に必要な事項を通知するとともに、各専攻の掲示板等に任意の様式で実施日程を公示する。

【評価項目】

1. 論文の学術的意義、新規性、創造性、応用的価値の有無
2. 研究成果の論理的説明力、研究推進能力、研究分野に関する幅広い専門的知識及び倫理性の有無以上を、ディプロマポリシーを勘案して審査する。

【評価基準】

1. 上記評価項目を全て満たした学位論文を合格とする
2. 審査委員会は、学位論文の可否について、審査委員の4分の3以上で決する。
3. 研究科委員会は、審査委員会の報告に基づいて審議し、学位論文及び最終試験の可否を決定する。